

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、世界をリードするクリーンエアシステムの技術を確立し、株主、従業員、関連会社に利益を還元し社会に貢献するという経営の基本方針の実現を目的としております。そのために適切な利益の安定確保に努め、収益の向上を図り、会社を発展させてまいります。

また、業績、技術力のみならず事業活動を行う上での株主の皆様やお客様をはじめ、お取引先様、地域社会の皆様等あらゆるステークホルダーの皆様に対する社会的責任への姿勢を含む取り組みが企業価値の向上につながると考えております。

これを実現するために企業統治に関し、企業経営上の法令・倫理の厳守と透明性・公正性の向上、監視体制の強化及び仕組み作りを行い、組織・諸制度の改善・改革に取り組んでまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4】

当社は、議決権の電子行使及び招集通知等の英訳を実施しております。しかしながら、議決権行使のプラットフォームの利用については、今後検討してまいります。

#### 【補充原則1-2-5】

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主様を議決権行使可能な株主としているため、信託銀行に代わって自ら議決権を行使することを認めておりません。今後は、実質株主の要望や信託銀行等の動向を注視しつつ、必要に応じて信託銀行等と協議し検討してまいります。

#### 【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、企業年金の運用及び管理に関しては、金融機関を通じて行っております。モニタリングに関しては定期的に金融機関の報告を受けております。今後は、専門性を持った人材の採用及び人材育成に努めてまいります。

#### 【原則3-1】情報開示の充実

##### (4) 経営陣幹部選任、取締役候補指名

取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、取締役会にて十分な協議、検討を重ねた上で、性別、年齢及び国籍の区別なく、それぞれ的人格及び見識等を十分に考慮の上、取締役として株主からの経営の委任に応え、その職責を全うできるバランスのとれた適任者を取締役候補者として選任しております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外取締役の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。今後、取締役及び監査等委員である取締役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについて、社内でも検討してまいります。

#### 【補充原則4-1-3】

当社の取締役会は、最高経営責任者等の後継者計画(プランニング)について具体的な形式では行っておりません。今後、取締役会において最高経営責任者を含む取締役候補者の審議を行うなかで検討していく考えであり、その内容等については取締役会が適切に監督を行っていくこととします。なお、当社では、日常の企業活動や幹部社員に対する研修等を通じて、最高経営責任者ならびに経営陣の後継者育成に取り組んでおります。

#### 【補充原則4-3-2・3】CEOの選解任手続き

最高経営責任者である社長の選解任につきましては、任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会において、業績等の評価や経営環境の変化等を踏まえ協議し、適切に決定しております。また、職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、解任することとしております。

#### 【補充原則4-10-1】

当社は、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の諮問機関は設置しておりません。取締役候補者の指名及び選任については、候補者の思想、実行力、創造力、人柄、愛社精神等を鑑み、社外取締役を含む取締役会にて十分な協議、検討を重ねた上で決定しております。また、報酬額の決定については、株主総会で決議された報酬総額の枠内において、社外取締役を含む取締役会で定めた報酬額の決定方針及び報酬基準に則して報酬額が適切に決定されていることから、現行の仕組みで十分に機能していると考えております。

#### 【補充原則4-11-3】

代表取締役は、社外取締役の意見を踏まえた上で各取締役からの自己評価をベースとした分析・評価を行っておりますが、取締役会全体としての実効性の分析及び評価は行っておりません。なお、上記結果の概要に係る開示内容については、今後の検討課題として認識しております。

#### 【補充原則4-14-2】

当社では、社外取締役に対して、就任時に当社の事業内容及び経営戦略等に関する説明を社内取締役が実施し、社外取締役の当社への理解度促進に努めております。今後は新任取締役のほか、重任取締役につきましても、その役割を果たすために不可欠な知識・能力について、定期的な研修を実施するとともに、適宜に外部機関による研修会等への参加を検討してまいります。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

### 【補充原則1-2-2】

当社は、招集通知を電子的な方法（TDnet及び当社のウェブサイト）にて株主総会の3週間前に開示しております。また書面による招集通知は、株主総会の2週間前に送付しております。

### 【原則1-4】政策保有株式

当社は、政策保有目的の株式の取得を行わないことを原則といたします。但し、例外として、経営上の合理的な目的に基づき保有する場合には、その目的に応じた保有であることを取締役会にて定期的に確認いたします。政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、必要に応じて企業との対話を行い、株主価値向上に資するものか否かを判断した上で、適切に行使いたします。

### 【補充原則1-4-1】

政策保有株主より当社株式の売却の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆すること等により、当社が売却等を妨げることはありません。但し、業務上の提携を目的とした政策保有株主より、当社株式の売却意向が示された場合には、経済合理性に基づいた提携関係の見直しに関する検討が必要になるものと認識しております。

### 【補充原則1-4-2】

当社は、取引先の選択に際しては何ら制限を設けておらず、当社が取引先を決定する際は、品質・納期・価格・取引条件・取引先経営思想・SDGs等を総合的に検討し、当社にとって最適と判断した取引先と取引を行うことを基本的な考えとしています。

### 【原則1-7】

関連当事者間の取引が発生し、協業取引又は会社との自己取引・利益相反取引を行う場合、取締役会規程に基づき、事前に承認決議を経るとともにその取引につき重要な事実を取締役に報告いたします。また、管理本部長が年次で定期的に取引関係の有無について調査し、確認しております。なお、2020年度において、当社においては、協業取引又は会社との自己取引・利益相反取引を行った取締役はおりませんでした。

### 【補充原則2-5-1】

当社は、内部通報に関わる体制整備の一環として規程の定めにより、内部通報窓口責任者として常勤監査等委員及び社外取締役としております。また、通報者の秘匿と不利益取り扱いの禁止について、適切に活用される体制を整備しております。

### 【原則3-1】情報開示の充実

#### (1) 経営理念・経営方針・経営目標

当社の経営理念は以下に示す如くです。

株式会社本来の目的を達成する。（従業員、株主、関連会社の優遇及び社会貢献）・顧客の要求に合った製品の開発を行う。

技術の進歩は実験・研究を主とする経験から。

人材の育成は創造、継続、忍耐を重点とする。

当社の経営方針は、上記経営理念に基づき、顧客ニーズに合致した新製品を連続的に創造していくことを第一としております。

当社は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営方針及び経営目標を策定しており有価証券報告書及び決算説明補足資料等により開示しております。

#### (2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

有価証券報告書「1.基本的な考え方」の欄に記載のとおりです。

#### (3) 取締役報酬額の決定方針と手続き

取締役報酬額の決定方針の手続きは、2021年2月度定時取締役会にて決定し、2021年度3月29日開催の株主総会招集通知にて開示しており合せてWeb・ホームページ(HP)掲載しております。

#### (5) 取締役人事の選任・指名の際の個々の候補者の説明

取締役候補者を選任するにあたっての理由を株主総会招集通知に記載しております。

### 【補充原則3-1-2】

当社は、英語での情報開示・提供の充実を推進してまいります。決算短信及び株主総会招集通知は2021年より英文開示を行っております。

### 【補充原則4-1-1】

当社は、職務権限規程に基づき、取締役会、代表取締役、専任取締役及び本部長等の意志決定機関及び意志決定者に対して、決裁、審議、承認等に関する権限を明確に定めております。取締役会は、経営の基本方針ならびに法令・定款により取締役会が決定すべき重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容及び範囲は取締役会規程に定めております。取締役会以外の意思決定及び業務執行については、職務権限規程に基づき、最善の意思決定を行っております。必要に応じて重要な業務の執行を各取締役をはじめとする経営陣に委任することで意思決定のスピードを向上させ、効率的な業務運営を可能としております。

### 【補充原則4-1-2】

当社の市場環境は、半導体、FPD、自動車、病院、製薬、食品等の多岐に渡る市場であり、対外的に公表できる形での中期経営計画を策定し開示しております。その達成度を分析し、その分析結果を次期以降の計画に反映させていくことを検討してまいります。また、一部は決算説明会補足資料に記載しております。

### 【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名、監査等委員である社外取締役2名の合計3名の社外取締役が在籍しており、いずれも東京証券取引所が定める独立役員として登録しております。社外取締役は企業経営の経験や知見を生かし、独自の視点から各取締役、監査等委員である取締役、経営陣等と自由闊達な意見交換を行っており、現段階においては3分の1以上を占めており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する可能性もあり、必要に応じて候補者の選任を検討してまいります。

### 【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、独立社外取締役候補者の選任にあたり、会社法や東京証券取引所が定める基準に基づき選定しております。独立した立場から当社の企業価値向上に資する発言を期待できる候補者を選定しております。

### 【補充原則4-11-1】

当社の取締役会は、全社経営方針及び重要事項を決定し、各事業活動を監督する機関としての役割・責務を実効的に果たす観点から、取締役

会の構成に関する考え方を以下の通り定めております。

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数を10名以内、監査等委員である取締役の員数を4名以内とし、専門性を備えたバランスのとれた構成としております。その考え方は、取締役候補の指名に関する考え方とほぼ一致しております。

当社は、監督機能の強化及び経営の透明性を確保する観点から、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に寄与する資質を備えた、独立社外取締役を3名選任しております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役(監査等委員である取締役は除く。)及び社外の監査等委員である取締役は、その役割・責務を適切に果たすために、必要となる時間・労力を取締役の業務に振り分け、兼任については合理的範囲に留めております。なお、その兼任状況は、毎年定時株主総会招集通知や有価証券報告書において開示しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

(1)当社は、IR担当として取締役管理本部長を選任しており、当該取締役が株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制を統括しております。

(2)株主・投資家との対話においては、IR担当取締役管理本部長を窓口とし、個別取材を積極的に受けるとともに必要な情報収集が機動的に行えるよう企画部、経理部門等と連携を図っております。

(3)当社は、IR担当取締役管理本部長が株主・投資家・アナリストに対して、業績・市場動向を直接対話・説明をしており、個別面談・直接対話及び2020年度期末決算説明会から半期毎に実施を開始しております。

(4)株主・投資家・アナリストとの対話内容については、IR担当取締役管理本部長を通じて必要に応じて取締役会に報告し、取締役や監査等委員である取締役との情報共有を図っております。

(5)株主・投資家・アナリストとの対話の際には、決算情報の漏洩を防止し、公正を確保するため、決算に関する問い合わせへの回答を控える等、インサイダー情報の管理を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エアータックアシスト株式会社	1,895,000	18.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	388,100	3.73
平沢 紘介	271,400	2.60
楽天証券株式会社	169,000	1.62
NORTHERN TRUST CO.(AVC) (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	150,000	1.44
上田八木短資株式会社	135,900	1.30
日本エアータック従業員持株会	121,797	1.17
株式会社三菱UFJ銀行	119,800	1.15
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	104,300	1.00
平澤 真也	93,400	0.89

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

12月

業種

機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森嶋 正道	他の会社の出身者													
平輪 政道	他の会社の出身者													
山崎 淳司	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森嶋 正道				日立電線株式会社及び日立グループ企業において会社経営者を歴任し、企業経営の実務に精通しておられ、その経験と幅広い見識に基づき、客観的、中立的な立場から経営に対する提言を行って頂けると考えております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断しております。

平輪 政道				国内業務はもとより管理者として海外ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識に基づき、客観的、中立的な立場から経営に対する監査を行って頂けると考えております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断しております。
山崎 淳司				会社経営に関与した経験は有していませんが、大学教授としての長い経験とかつ専門的な知識に基づき、客観的、中立的な立場から経営に対する監査を行って頂けると考えております。また、同氏は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと判断しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び内部監査室等の指揮命令を受けず、全面的に監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、年間監査計画に基づき行った監査結果及び取締役会への出席等から得た結果を基に、日常の取締役の執行状況及び会計監査について、会計監査人と定期的に少なくとも年2回の意見交換を行い、また、必要に応じ随時、意見交換を行います。

当社の内部監査室は社長直轄の独立した部門であります。内部監査は業績の向上、財産の保全・活用に資することはもちろんコンプライアンスの充実を目的としており、この目的を達成するために、内部監査室は年間計画に基づき、全部署の会計、業務、特命に関わる内部監査及び指導・助言を行っております。その内容は監査等委員会から要請があれば提出し、監査等委員会からの助言・指導を得ており、常に相互で連携をとっております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数

3名

### その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

### 該当項目に関する補足説明

業績連動報酬として、全社の業績に応じて個人別の支給額を決定しており、中長期的な株主価値の向上を図るインセンティブは譲渡制限付株式を付与（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）しております。但し、ストックオプション制度に関しては取締役（社外取締役を除く。）に付与済のストックオプションの未行使のみ残存しております。尚、株式報酬の導入に従い、新規に新株予約権の付与は行わないこととしました。

#### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員

#### 該当項目に関する補足説明

第6回 取締役7名(付与日2016年5月2日) 未行使1名

第7回 取締役7名(付与日2017年5月2日) 未行使2名

第8回 取締役7名(付与日2018年5月2日) 未行使3名

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」及び「業績連動報酬」、並びに中長期的業績が反映できる「株式報酬」により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、金銭報酬である「基本報酬」と「業績連動報酬」としてあります。それぞれあらかじめ株主総会で決議された報酬総額の限度内で、当社所定の一定の基準に基づき決定しております。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とする。各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする。

譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）及び当社の普通株式の総数は年13,000株以内とする。

2. 監査等委員である取締役の報酬等の額を年額40百万円以内とする。各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

### 【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の補佐は、関係する部署のスタッフが務めております。社外取締役には、取締役会等の社内重要会議の開催に際して、必要に応じて議案の連絡及び説明を行った上で、適宜意見をいただいております。

なお、取締役会に出席できなかった社外取締役には、後日議事録を確認頂く等の方法により議事内容を報告しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）で構成され、取締役の業務執行を監督するとともに、経営方針の策定、重要な業務の意思決定につき決議しております。原則として月1回開催されるほか、必要に応じて臨時に開催します。

当社の監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成され、原則として毎月1回定期的に監査等委員会を開催します。監査等委員である取締役は毎月1回定期的に行われる取締役会、臨時に行われる取締役会等に出席し必要に応じて意見を述べ、公正・客観的な立場から厳正な取締役の職務執行を監査等しております。

内部監査室の専任者は1名ですが、必要に応じて管理本部数名を動員し、全部署・事業所の内部監査及び調査を計画的に実施し、改善事項の指摘・指導を行っており、その内容は取締役会及び監査等委員会に報告されております。また、常勤監査等委員は必要に応じてこの内部監査に同行し、内部監査状況を監視できる実効性の高い体制としております。

内部監査室は、必要に応じて会計監査人及び監査等委員会と意見交換を行います。また、税務については税理士法人平川会計パートナーズと顧問契約を結び指導を受ける等、外部の専門家の目を通して経営の透明性及び法令遵守に努めます。

会計監査については、監査法人アンビシャスと監査契約を締結し会計監査を受けるとともに必要に応じ、監査等委員会は同監査法人と意見交換を行っております。なお、有限責任監査法人トーマツとの会計監査契約は2020年3月27日開催の当社定時株主総会終結の時をもって終了し、新たに監査法人アンビシャスと会計監査契約を締結しています。

所属監査法人

氏名

継続監査年数

監査法人アンビシャス 代表社員 業務執行社員 諏訪 直樹 1年 (注)2020年4月1日付就任

監査法人アンビシャス 代表社員 業務執行社員 田中 昭仁 1年 (注)2020年4月1日付就任

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業統治の体制は、当社の事業規模と形態を踏まえ、健全性及び慎重かつ迅速な意思決定を目指すなかで、株主をはじめとするステークホルダーへの説明責任を意識して、整備、運用するものと考えております。このような考え方にに基づき、当社は、2020年3月27日開催の第47回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることで、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	PC・スマートフォンによる議決権行使
招集通知(要約)の英文での提供	2020年期末より英文でのWeb・ホームページ(HP)掲載
その他	招集通知のWeb・ホームページ(HP)掲載

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	説明会は期末と中間の2回/年実施。四半期毎、積極的に機関投資家との面談を実施しております。(概ね20社/四半期毎)。	あり

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	定期的発行されている社内報のエアーテックニュースを、2020年12月よりHPに掲載を開始しております。ホームページでは決算短信及びその他の情報開示(2020年期末より英文も追加)を行っておりますが、より一層充実した内容とするように努力してまいります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1)法令、会社の社会的責任、企業倫理等を踏まえた会社全体を考慮した職務の執行が求められる。
  - (2)取締役及び使用人の職務の執行についての監督、監査は相互の監視・監督、監査等委員会の監査により行うとともに、さらに善管注意義務等促進に向けては、いわゆる内部統制システムを構築し、当該内部統制システムを通じて業務の適正を確保する。
  - (3)コンプライアンス体制の基礎として、企業行動基準及びコンプライアンス基準を定める。それらを取締役及び使用人が法令・定款及び会社規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - (4)内部統制システム構築の徹底を図るため、統括部署を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部署を中心に使用人教育等を行う。
  - (5)内部監査部門は、統括部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとする。
  - (6)法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を整備する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1)文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。
  - (2)取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できる。
  - (3)情報システム運用管理規程に従い、情報システムを安全に管理・維持する。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1)当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下の項目等をリスクと認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。

災害	コンプライアンス
品質	情報セキュリティ
環境	輸出管理
  - (2)リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則として毎月1回開催するほか、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要項目については、必要に応じて臨時の取締役会を開催するものとし、その審議を経て執行決定を行うものとする。
  - (2)取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
- 企業集団における業務は当社及び関連会社1社で構成されているが、その管理は各々の事業に関して責任を負う取締役を任命し、関連会社管理規程により推進し管理する。
- 監査等委員がその職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員である取締役は内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び内部監査室等の指揮命令を受けず、全面的に監査等委員である取締役の指揮命令に従わなければならない。
- 監査等委員である取締役に報告するための体制及びその他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1)取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員会に対して、決定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに係る社内通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備する。
  - (2)社内通報制度は、常勤の監査等委員である取締役及び総務部の責任者に対して直接通報できるように運用する。  
社内通報制度は匿名での通報を認めること及び通報をした者が通報を理由に不利益な取扱いを受けないことを内容に含むものとする。
  - (3)報告の方法(報告者、報告受領者、報告時期等)については、業務執行取締役と監査等委員会との協議により決定する方法による。その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として監査等委員会と、社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
- 監査等委員である取締役の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、予算化するとともに、いわゆる有事の際の費用は監査等委員である取締役の職務執行に必要でない認められる場合を除き拒むことができない。監査等委員である取締役が職務の執行にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

#### 付則

本「内部統制基本方針」は、2008年5月12日開催の取締役会決議による。

本「内部統制基本方針」は、2008年5月12日より施行する。

改訂:2010年4月9日一部改訂施行

- ・51項 企業倫理規定から企業行動基準  
コンプライアンス基本規定からコンプライアンス基準
- ・7項 監査役がその職務を補助すべき アンダーライン部分挿入  
当該使用人に関する体制から当該使用人に関する事項

- ・8項 その他の監査役会からその他の監査役 次行も同様全3箇所  
代表取締役会長、取締役社長 アンダーライン部分削除

改訂:2015年5月18日全面改訂

改訂:2020年3月27日 1.2.5.6.7.8.項を改訂

改訂:2021年3月29日全面改訂

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、代表取締役社長が自ら委員会の長となり、組織全体として反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、反社会的勢力に対する不当要求に備えて、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

さらに、反社会的勢力との取引関係を含めて一切関係を持たず、不当要求は拒絶し且つ法的対応を行い、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする不当要求であっても、事実を隠ぺいするための裏取引は一切行わない強い意志をもって対処してまいります。

### 2. 反社会的勢力に向けた整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与につきましては、内部統制に関わる委員会同様、対策委員会を設置します。代表取締役社長が委員長となり、委員は各取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び部門長で構成し、企業倫理及び社内規則等の明文化と合わせ、反社会的勢力による不当要求に対し、従業員及び株主を含めた企業自身の安全を確保してまいります。

また、平素からの対応状況につきましては以下のとおりとします。

(1)代表取締役社長は反社会的勢力による被害を防止するための基本的な考え方及び基本方針を社内外に宣言し、社内体制の整備及び従業員の安全確保並びに外部専門機関との連携を取る等の取り組みを行い、その結果を取締役会等に報告致します。

(2)対応統括部署は管理本部総務部とし、不当要求責任者は取締役管理本部長とします。総務部は反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを支援するとともに、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行います。

a. 対応マニュアルの整備につきましては、現在「内部統制基本方針」「リスク管理規程」等でもうたっておりますが、一層の充実を図るべく努力してまいります。

b. 反社会的勢力であるかどうかについては、常に注意を払うと共に、反社会的勢力とは知らずに不幸に関係を有した場合は、速やかに関係を解消致します。

c. 反社会的勢力が取引先及び株主となり、不当要求を行う場合を防止するため、契約書や取引約款に暴力団排除条項の導入と、自社株の取引状況確認の努力を致します。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

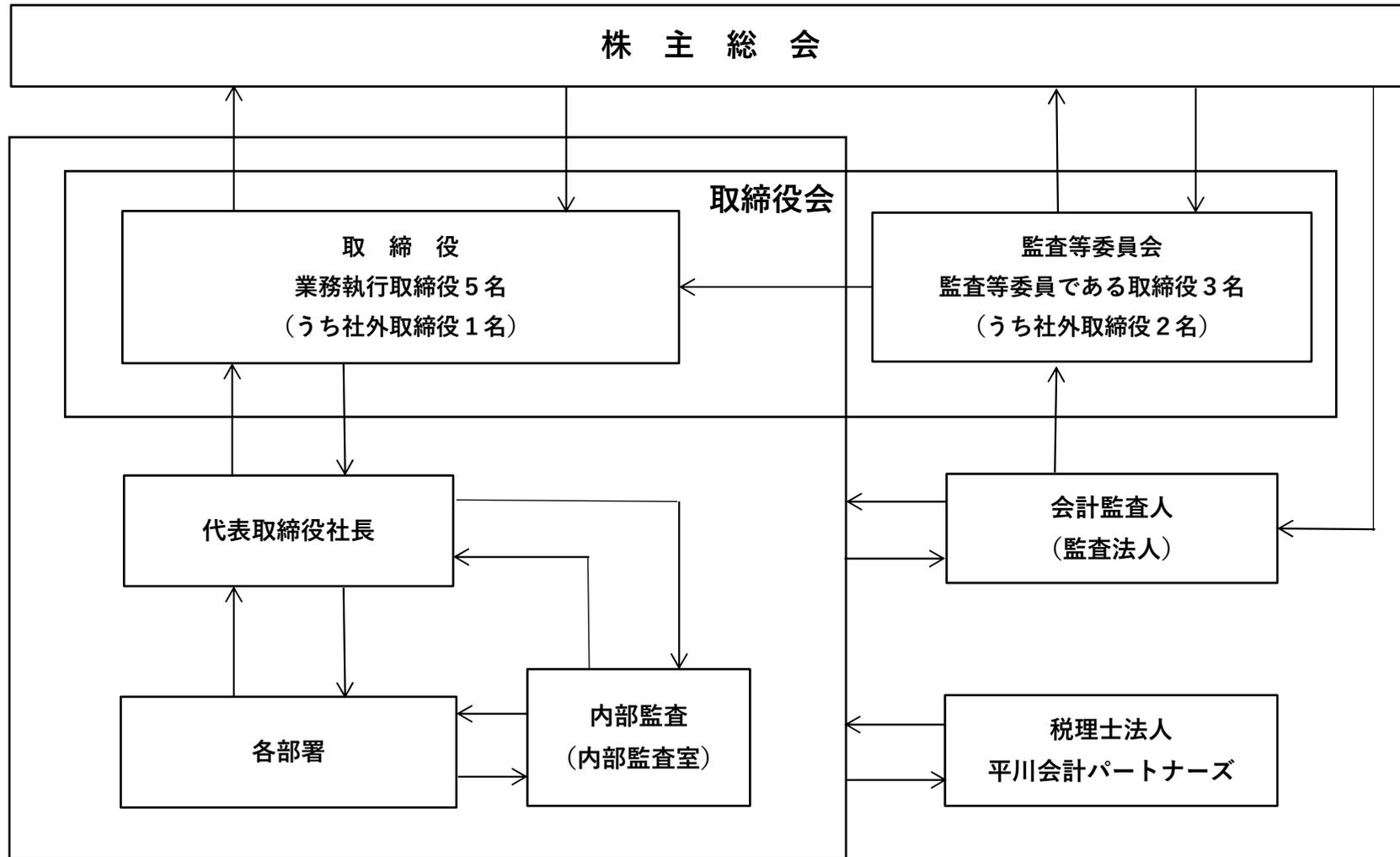
該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

参考資料: 模式図

参考資料: 適時開示体制の概略図

参考資料: 模式図



# 適時開示体制模式図

